

人と魚と海のネットワーク
香川県漁連ホームページ
<http://www.jf-net.ne.jp/kagyoren/>



JF
JF香川漁連

高松市北浜町 8-25
TEL 087-825-0350
FAX 087-851-0699

第54回放魚祭 引田で開催

7月30日（水）午前10時より、県民に広く稚魚愛護と水産資源保護の普及高揚を図ることを目的とした、第54回放魚祭（主催：（一社）香川県水産振興協会、香川県東部漁業協同組合連合会、香川県漁業協同組合連合会、西日本信用漁業協同組合連合会、（公財）香川県水産振興基金、協賛：香川県、東かがわ市、さぬき市、高松市）が東かがわ市引田公民館、引田漁港及びベッセルおおちにおいて開催され、大山副知事、花崎県議会議員ほか水産関係者約90名が出席し、式典や稚魚の放流などが盛大に執り行われました。

式典は東かがわ市引田公民館で執り行われ、厳かな神事のあと、主催者を代表して嶋野会長から「稚魚愛護と水産資源保護の精神を、当地引田から全国に発信するとともに、こうした積み重ねがより大きな輪となり、豊かな瀬戸内海を蘇えらせることを願ってやみません。」と挨拶がありました。また、来賓を代表して大山副知事他3名からご祝辞をいただき、続いて香川県立多度津高校海洋生産科の生徒8名に放流稚魚のお手渡しが行われました。

放流会場の引田漁港には大漁旗、国旗で色鮮やかに装飾された地元漁船9隻と多度津高校の実習船「たどつ」、県有船「やくり」が集結し、会場内もたくさんの大漁旗で彩られました。稚魚の放流に先立ち、東かがわ市引田こども園園児の50名を対象に水産教室が実施され、園児たちは地元の魚や海について学習しました。漁船の見学に加え、放流する稚魚にも触れることができ園児たちは大喜びでした。



香川県水産振興協会 嶋野会長の開会挨拶

その後、主催者、来賓および東かがわ市引田こども園の園児が東かがわ市議会渡邊議長の合図で稚魚の放流を行いました。この日放流された稚魚はクロメバル 3,000 尾、クルマエビ 1,500 尾及びヒラメ 7,000 尾で、これからの豊漁を祈願して引田漁港に放流されました。放流終了後、東かがわ市、さぬき市内3漁協の漁船9隻が出席者に見送られながら順次出港。地元地先に帰り、稚魚の放流を行いました。また、放魚祭の一環として5月にヒラメ 75,800 尾、タケノコメバル 15,600 尾を放流しています。

地元東かがわ市、さぬき市、高松市及び健全な種苗を提供していただいた香川県、そして漁業者の皆さん他、関係者各位の協力を得て放魚祭は盛況のうちに無事閉会しました。来年度第55回放魚祭は、高松地区において開催予定です。



主催者・来賓と園児による稚魚放流の様子

おさかな大使通信

夏休みキッズチャレンジ！

7月31日に「夏休みキッズチャレンジ 美味しい海苔の食べ方を学ぼう！」が、まなびCANで開催されました。最初に海苔養殖についてのビデオを視聴したあと、海苔の栄養などについての説明をしました。説明は少し難しいところもありましたが、参加してくれた小学生全員が一生懸命聞いてくれました。次に実演です！海苔の美味しい焼き方や、乾海苔と焼き海苔の食べ比べなどみんなで楽しみなが

ら実際に味わってみました。最後に、海苔の佃煮の試食も行いました。子どもたちが目をキラキラさせながら食べる姿が印象的で、私も嬉しくなりました。

大使としての初イベントで最初は緊張しましたが、皆さん優しく出向かえてくれてとてもありがたかったです。参加して下さった小学生の皆さん、保護者の方にとって、夏休みの楽しいひとときになっていればとても嬉しいです。（真鍋みずは）



海水組合通常総会開催

8月8日（金）漁連会館6階大会議室において香川県海水魚類養殖漁業協同組合第62回通常総会が開催されました。嶋野文太組合長の挨拶の後、来賓として香川県農政水産部柏山次長、県漁連嶋野会長が挨拶を述べられました。

直島漁協の岡田圭伊太氏を議長に選任し、上程された第1号議案から第6号議案まで全て原案通り可決承認されました。



内海漁協 森組合長ご逝去

去る8月3日（日）森 勝喜 内海漁業協同組合代表理事組合長が、ご逝去されました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

漁協職員コンプライアンス研修会開催

8月19日（火）漁連会館6階大会議室において漁協職員コンプライアンス研修会が開催されました。約40人が参加した研修会では、農林中央金庫高松支店 JF マリンバンク 四国地区担当部次長田中利太氏を講師に迎え「不祥事発生・ハラスメント防止等について」ご講演いただきました。社会の価値観や国民意識がこの10年で大きく変化したことに伴い、社会の複雑化・多様化に合わせてコンプライアンスが求められる時代となったことや、不祥事発生防止に向けてどのような取り組みができるのか、またハラスメント防止に向けた心構えなど資料を確認しながら研修しました。

また、県漁連指導課からは「熱中症対策の強化」「人権ブック2025」「組合文書の書式集」について説明がありました。特に熱中症に関しては職場における死亡災害が増加していることから今年の6月に労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が義務化されました。従業員を雇用している漁業者や現場作業がある組合も対象になり、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」の3つをフロー図に記載し、作成する必要があるとのこと。熱中症対策の義務化の対象となるのが「WBGT 28度以上または気温 31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業となり、この条件下で適切な処置を行わなかった場合、6ヶ月以下の懲役・50万円以下の罰金が科せられる罰則となります。今回の熱中症対策の目的は、熱中症の恐れがある労働者を早期に発見すること、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重症化を防止することができます。

9月以降も厳しい残暑がしばらく続くことが予想されることから、漁業者、漁協職員の皆さんには、熱中症への対策を今後も心掛けるようお願いいたします。

9月の予定

- 9月2日 職員コンプライアンス研修会
- 9月3日 部・次長会
- 9月17日 理事会
- 9月20日～21日 食の大博覧会（岡山）
- 9月23日 東信水産フェア（東京）
- 9月25日 予算要望提出（県知事・県議会）
- 9月27日 京阪神流通懇談会（大阪）

ライフジャケットが 命を守ります！



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！
違反した場合、違反点数が課されます！



SAVE YOUR LIFE

動画もチェック！

<https://youtu.be/TjPe0uhnFY>

水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、
船舶番号を表示する必要があります！



国土交通省・海上保安庁・水産庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

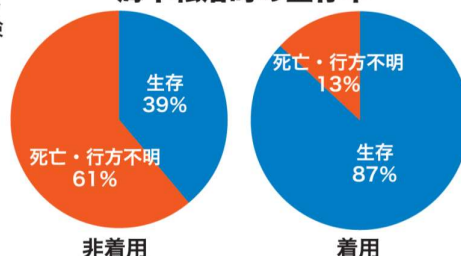


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



海中転落時の生存率



ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください※。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの（タイプA）や、水上オートバイ用などいろいろなタイプがあります。（下表参照）
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



桜マーク

（記載場所や内容については、販売者に確認してください。）

全ての航行区域に適用
TYPE A

タイプ表示



1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶（水上オートバイ等）でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶（水上オートバイ等）でかつ旅客船・漁船以外のもの

（詳細については以下のホームページを確認してください。）

2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶（ミニポート等）に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶（ミニポート等）では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



船外で泳ごうとする直前の方



命綱を装着している方



専用装備で海上スポーツをする方

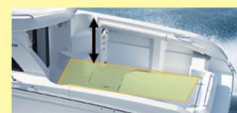


必ずしも着用する必要がありません

防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方

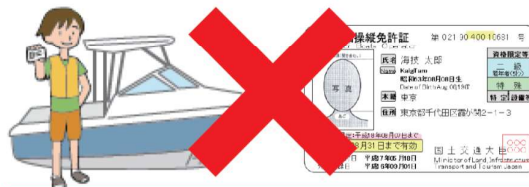


できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数※によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

※場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。